

子どもの権利の保障に関する施策の実施状況に係る検証等について

区では、令和7年4月1日に施行した「杉並区子どもの権利に関する条例」（以下「条例」という。）において、子どもの権利の保障に関する施策（以下「施策」という。）についての計画を策定することとし、「杉並区子ども家庭計画」に、施策についての計画を包含したところでは、

加えて、施策の実施状況について、子ども及び杉並区子ども・子育て会議の意見を聴取のうえ、検証し、改善を図るものとなりました。

このことに伴い、以下のとおり、検証等に取り組むこととします。

1 検証及び改善

施策について、条例第3条に定める基本理念の観点から検証を行い、改善を図ります。なお、検証にあたっては、子ども及び子ども・子育て会議から意見を聴取します。

【基本理念（第3条）】

- ① 差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 子どもの意見を尊重すること。
- ③ 子どもの最善の利益を考慮すること。
- ④ 子どもの健やかな成長が図られること。

(1) 子ども・子育て会議における意見聴取

条例第12条から第18条までに定める施策に該当する主な取組について、その実績を取りまとめ、子ども・子育て会議において意見を聴取します。

【検証する取組項目】

- ① 相談体制の整備（第12条）
- ② 暴力等の防止等のための措置（第13条）
- ③ 子どもの居場所の確保（第14条）
- ④ 子どもの意見表明等（第15条）
- ⑤ 子どもの権利に関する啓発活動及び支援（第16条）
- ⑥ 子ども等に対する支援（第17条）
- ⑦ 関係者相互の連携の確保（第18条）

(2) 子どもからの意見聴取

子どもワークショップ等で、施策に対する意見を聴取します。

2 今後のスケジュール

資料4参照

令和7年度の施策の実施状況について、令和8年度に意見聴取のうえ検証を行います。また、検証方法等については、必要に応じ見直しを行います。

